六　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | ［一　略］ |
| 四五 | 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域 |
| 削除 | 当該伝搬障害防止区域の範囲 |
| ㈡　大阪府豊中市少路一丁目四四の七（一一九・〇〇） | 当該区域に係る地域の名称 |
| 城山町四丁目、長興寺南四丁目、長興寺北二丁目、長興寺北三丁目、南桜塚四丁目、夕日丘二丁目、夕日丘三丁目、旭丘、熊野町一丁目、熊野町四丁目、上野東一丁目、上野東二丁目、上野東三丁目、東豊中町六丁目、上野坂一丁目 | 大阪府豊中市上野坂二丁目、緑丘一丁目、少路一丁目 |
| 五〇 | 五・六〇 |
| 五・三九 | 電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。 |
| | 上の欄の㈠に掲げる交点の位置（中心線上、上の欄の㈡に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） |
| | 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） |
| | 重要無線通信の種類 |
| | 区分 |
| ［一・二　同上］ | ［一・二　略］ |
| ［一　同上］ | ［一　略］ |
| 二　［同上］ | 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域 |
| 当該伝搬障害防止区域の範囲 | 当該伝搬障害防止区域の範囲 |
| 当該区域に係る地域の名称 | 当該区域に係る地域の名称 |
| 電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。 | 電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。 |
| 上の欄の㈠に掲げる交点の位置（中心線上、上の欄の㈡に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） | 上の欄の㈠に掲げる交点の位置（中心線上、上の欄の㈡に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） |
| 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） | 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） |
| 重要無線通信の種類 | 重要無線通信の種類 |
| 区分 | 区分 |
| ［一・二　同上］ | ［一・二　略］ |